

不燃ごみ指定ごみ袋の販売開始と 可燃ごみ（家庭用）90リットル指定ごみ袋の取り扱いについて

7月からのごみ処理手数料の見直しに伴い、不燃ごみ指定ごみ袋の販売と可燃ごみ（家庭用）90リットル指定ごみ袋の取扱いと交換対応についてお知らせいたします。

1. 不燃ごみ（埋立、ペットボトル・プラスチック容器包装類）指定ごみ袋の販売について

- 7月以降、埋立ごみ、ペットボトル・プラスチック容器包装類の3品目を地域の集積所へ排出される場合に使用する指定ごみ袋の販売を開始します。

【販売開始】 令和3年5月から順次販売（店舗により異なります）

【販売場所】 市内スーパー、ドラッグストア、ホームセンターなど

【販売価格】

種別	容量	指定ごみ袋の価格
埋立ごみ 指定ごみ袋 (桃色)	20 <small>リットル</small>	200円 (10枚セット)
	30 <small>リットル</small>	300円 (10枚セット)
	45 <small>リットル</small>	450円 (10枚セット)
ペットボトル・ プラスチック容器包装類 指定ごみ袋 (無色透明)	20 <small>リットル</small>	160円 (10枚セット)
	30 <small>リットル</small>	240円 (10枚セット)
	45 <small>リットル</small>	360円 (10枚セット)

2. 可燃ごみ（家庭用）90リットル指定ごみ袋の取り扱いについて

① 販売の終了について

- 7月1日（木）から、家庭から排出する可燃ごみの清掃事務所への直接搬入には、透明または半透明の袋が使用可能となるため、直接搬入用の可燃ごみ（家庭用）90リットルごみ袋は在庫が無くなり次第、販売を終了します。
- 販売終了後、6月末までに直接搬入をご利用される場合は、事業用90リットル指定ごみ袋を使用いただくこととなります。

② 可燃ごみ（家庭用）90リットル指定ごみ袋につきましては、今後、使用機会が少なくなることから可燃ごみ（家庭用）45リットル指定ごみ袋との交換対応をします。

【交換期間】 令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）

【交換場所】 市役所生活環境課、西支所、加佐分室

【交換内容】 未使用の可燃ごみ（家庭用）90リットル指定ごみ袋（5枚入）を可燃ごみ（家庭用）45リットル指定ごみ袋（10枚入）と交換します。

【お問い合わせ先】

生活環境課（担当：大谷、川北）

☎ 0773-66-1005、FAX 0773-62-9891

E-Mail : kankyuu@city.maizuru.lg.jp